

令和 2 年 第 5 回 農業委員会総会 議事録

1. 日 時	令和 2 年 5 月 1 1 日 (月) 午前 9 時 3 0 分～
2. 場 所	にかほ市役所金浦庁舎 第 3 会議室
3. 委員総数	1 2 名
4. 出席した委員 (1 1 名)	1 番 須田貴志 2 番 佐藤 直 3 番 須藤孝子 4 番 巴 朋之 5 番 齋藤勝義 6 番 齋藤文男 7 番 佐藤久美子 8 番 齋藤久江 10 番 加藤朋光 11 番 遠藤 豊 12 番 小林 豊
5. 欠席した委員 (1 名)	9 番 森 榮一
6. 総会議長	会長 小林 豊
7. 会議録署名委員	5 番 齋藤勝義 6 番 齋藤文男
8. 出席した事務局職員	事務局長 佐々木和則 副主幹班長 小森俊英 副主幹 三浦利枝
9. 議事日程	第 1 会議録署名委員の指名 第 2 会議書記の指名 第 3 会期の決定 第 4 諸般の報告 第 5 議案審議
報告第 8 号	農地法第 1 8 条第 6 項の規定による通知 (合意解約)について ・・・【1 2 件】
報告第 9 号	農地の転用事実に関する照会について ・・・【1 件】
議案第 1 6 号	農地法第 3 条の規定による使用貸借権設定の件について ・・・【2 件】

- 議案第17号 農地法第3条の規定による賃借権設定の件について
・・・【2件】
- 議案第18号 農地法第3条の規定による所有権移転の件について
・・・【4件】
- 議案第19号 農業経営基盤強化促進法に基づく農用地利用集積計画の決定
について
・・・【43件】
- ◆事務局長 ただ今より、令和2年第5回農業委員会総会を開催いたします。
はじめに、会長よりご挨拶をお願いいたします。
(開会 午前9時30分)
- ◇会長 【 会長挨拶 】
- ◆事務局長 ありがとうございます。それではこれより議事に移りますが、議事の進行は、にかほ市農業委員会会議規則第6条の規定に基づき会長が議長になりまして進めさせていただきます。会長、よろしく申し上げます。
- ◇議長 それでは審議に入る前に欠席者を報告します。9番 森 栄一委員より欠席の報告がありました。
ただ今の出席委員は、委員総数12名中11名です。出席委員は過半数に達しております。よって本日の会議は成立いたしました。
- ◇議長 日程第1 会議録署名委員の指名を行います。
5番 齋藤勝義委員、6番 齋藤文男委員の両名をお願いいたします。
- ◇議長 日程第2 会議書記を指名いたします。
会議書記には、本日出席の事務局職員を指名いたします。
- ◇議長 日程第3 会期の決定の件を議題といたします。
会議の会期は、本日1日限りと決定してご異議ございませんか。

・・・〈異議なしの声あり〉・・・

◇議長

報告第8号の説明が終わりました。ご質問、ご意見等ございませんか。

・・・〈なしの声あり〉・・・

◇議長

ご質問、ご意見ないようですので、報告第8号については同意することに決定してご異議ございませんか。

・・・〈異議なしの声〉・・・

◇議長

ご異議ないものと認め、同意することに決定いたします。

◇議長

次に、報告第9号 農地の転用事実に関する照会について上程します。事務局の説明を求めます。

◆事務局長

それでは、議案書8頁をお開きください。報告第9号につきましては、農地の転用事実に関する照会が秋田地方法務局本荘支局よりありました。土地の表示につきましては、象潟町小滝字櫃石、同小滝字浜道、同小滝字北田地内の田、畑の農地3筆、合わせて303㎡でございます。

初めに、象潟町小滝字櫃石地内の農地で、位置図及び公図が9頁、10頁に掲載されておりますが、小滝集落の南側に位置し住宅地に隣接している地点で地目が「田」となっている168㎡の農地1筆です。現況については、隣接地も農地となっており、また草刈り等はされているものの作付けはされておりませんが、農地として利用できることから農地として判断しております。

次に象潟町小滝字浜道地内の農地で、位置図及び公図が9頁、11頁に掲載されておりますが、小滝集落の北側に位置し住宅地に隣接している地点で地目が「畑」となっている108㎡の農地です。現況については、過去に畑として利用されている形跡は残っていますが、当該農地の上に水路が敷設されており、その水路の法面が農地と一体となっていることや当該農地敷地内に電柱の支柱が立っているなど農地として効率的な営農が見込めないことから非農地として判断しております。

最後に象潟町小滝字北田地内の農地で、位置図及び公図が9頁、12頁に掲載されておりますが、小滝集落の中央部に位置し住宅地に隣接している地点で地目が「畑」となっている27㎡の農地1筆です。現況については、当該農地の隣接地も農地となっており境界も不明で一体化していること、また隣接の農地

には現に作物が作付けされていることから農地として判断しております。

以上これら現地については、小林会長と巴委員及び土地改良区職員と事務局職員が確認の上回答したことを報告します。

◇議長

報告第9号の説明が終わりました。ご質問、ご意見等ございませんか。

・・・〈なしの声あり〉・・・

◇議長

ご質問、ご意見ないようですので、報告第9号-1については同意することに決定してご異議ございませんか。

・・・〈意義なしの声〉・・・

◇議長

ご異議ないものと認め、同意することに決定いたします。

◇議長

次に議案第16号農地法第3条の規定による使用貸借権設定の件について説明を求めます。

◆事務局長

議案書13頁からでございます。議案第16号-1及び2につきましては、経営移譲年金受給のための親子間での使用貸借権の再設定であります。

それぞれの契約条件並びに受人の経営状況は議案に記載の通りであり、どちらも農地法第3条第2項のいずれにも該当しないため、許可要件の全てを満たしていると考えます。

◇議長

議案第16号の説明が終わりました。ご質問、ご意見はございませんか。

・・・〈なしの声あり〉・・・

◇議長

ご質問、ご意見ないようですので、議案第16号については許可することに、賛成の方の挙手をお願いします。

・・・〈挙手全員〉・・・

◇議長

挙手全員ですので、許可することに決定いたします。

◇議長 次に議案第17号農地法第3条の規定による賃借権設定の件について説明を求めます。

◆事務局長 議案書15頁からでございます。議案第17号-1につきましては、賃借権の更新であります。議案第17号-2につきましては、報告第8号-3の合意解約に係るもので借受人の要望による新規の賃借権の設定であります。双方とも契約条件並びに受人の経営状況は議案に記載のとおりであり、農地法第3条第2項のいずれにも該当しないため、許可要件の全てを満たしていると考えます。

◇議長 議案第17号-1と2の説明が終わりました。ご質問、ご意見等ございませんか。

・・・〈なしの声あり〉・・・

◇議長 ご質問、ご意見ないようですので、初めに議案第17号-1について許可することに、賛成の方の挙手をお願いします。

・・・〈挙手全員〉・・・

◇議長 挙手全員ですので、許可することに決定いたします。

◇議長 次に議案第17号-2について許可することに、賛成の方の挙手をお願いします。

・・・〈挙手全員〉・・・

◇議長 挙手全員ですので、許可することに決定いたします。

◇議長 次に議案第18号農地法第3条の規定による所有権移転の件について説明を求めます。

◆事務局長 議案書の17頁からでございます。議案第18号-1につきましては、譲請人の要望により■■■■で所有権移転するものであります。

議案第18号-2と3につきましては、それぞれ先の報告第8号-2及び報告第8号-9の合意解約に係るもので、いずれも受人の経営規模拡大の理由により売買するものであります。

議案第18号-4につきましては、先の報告第8号-10の合意解約に係るものでありまして、譲渡人の経営縮小と受人の経営規模拡大の理由により売買するものであります。金額は報告第18号-2につきましては全部で■■■■円、報告第18号-3につきましては全部で■■■■円、報告第18号-4につきましては全部で■■■■円となっております。これらすべての所有権移転については農地法第3条第2項のいずれにも該当しないため、許可要件の全てをみなしていると考えます。

◇議長

議案第18号-1から4の説明が終わりました。ご質問、ご意見はございませんか。

・・・〈なしの声あり〉・・・

◇議長

ご質問、ご意見ないようですので、初めに議案第18号-1について許可することに、賛成の方の挙手をお願いします。

・・・〈挙手全員〉・・・

◇議長

挙手全員ですので、許可することに決定いたします。

◇議長

次に議案第18号-2について許可することに、賛成の方の挙手をお願いします。

・・・〈挙手全員〉・・・

◇議長

挙手全員ですので、許可することに決定いたします。

◇議長

次に議案第18号-3について許可することに、賛成の方の挙手をお願いします。

・・・〈挙手全員〉・・・

◇議長

挙手全員ですので、許可することに決定いたします。

◇議長

最後に議案第18号-4について許可することに、賛成の方の挙手をお願いします。

・・・〈挙手全員〉・・・

◇議長

挙手全員ですので、許可することに決定いたします。

◇議長

次に、議案第19号農業経営基盤強化促進法に基づく農用地利用集積計画の決定についてを上程します。議案すべて一括して事務局の説明を求めます。

◇事務局長

市長より、農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による、農用地利用集積計画の決定を求められております。

利用権の設定の計画が43件でありまして、賃借権の新規が20件、再設定が23件、利用権設定の総面積は177,117.85㎡です。以上の計画要請の内容は、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を全て満たしております。

それでは議案書の20頁からです。

議案第19号-1は賃借権の再設定であります。契約条件並びに受人の経営状況は、議案に記載の通りであります。

議案第19号-2は賃借権の新設であります。契約条件並びに受人の経営状況は、議案に記載の通りであります。

議案第19号-3及び4は賃借権の再設定であり、契約条件並びに受人の経営状況は、議案に記載の通りであります。

議案第19号-5から8は受人が同一の賃借権の新設であります。契約条件並びに受人の経営状況は、議案に記載の通りであります。

議案第19-9及び10は賃借権の再設定であります。契約条件並びに受人の経営状況は、議案に記載の通りであります。

議案第19号-11及び12は受人が同一であり、賃借権の再設定であります。契約条件並びに受人の経営状況は、議案に記載の通りであります。

議案第19号-13から15は受人が同一であり、賃借権の再設定であります。契約条件並びに受人の経営状況は、議案に記載の通りであります。

議案第19-16及び17は賃借権の再設定であります。契約条件並びに受人の経営状況は、議案に記載の通りであります。

議案第19号-18から21は受人が同一であり、賃借権の新設であります。契約条件並びに受人の経営状況は、議案に記載の通りであります。

議案第19号-22は使用賃借権の新設であり、契約条件並びに受人の経営状況は、議案に記載の通りであります。

議案第19号-23は賃借権の新設であり、契約条件並びに受人の経営状況は、議案に記載の通りであります。

議案第19号-24から31は受人が同一であり、賃借権の再設定であります。契約条件並びに受人の経営状況は、議案に記載の通りであります。

議案第19-32から35は賃借権の再設定であります。契約条件並びに受人の経営状況は、議案に記載の通りであります。

議案第19号-36及び37は受人が同一であり、賃借権の新設であります。契約条件並びに受人の経営状況は、議案に記載の通りであります。

議案第19号-38から43は、すべて農地中間管理機構を利用するものであり、議案第19号-38は賃借権の新設、議案第19号-39は使用賃借権の新設及び議案第19号-40から43は賃借権の新設であります。それぞれの契約条件は議案に記載の通りであります。

◇議長

議案第19-1から43のすべて説明が終わりました。ご質問、ご意見等ございませんか。

◇齋藤文男委員

議案書28頁の議案第19条-22については、賃借料が記載されていませんがどうしてですか。

◇小森班長

備考欄に記載しているとおり使用貸借だからです。

◇議長

よろしいでしょうか。他にご質問、ご意見等ございませんか。

・・・〈なしの声あり〉・・・

◇議長

ご質問、ご意見ないようですので、議案第19号-1から43については、原案通り承認することに賛成の諸君の挙手を求めます。

・・・〈挙手全員〉・・・

◇議長

挙手全員ですので、原案通り承認することに決定致します。以上をもって、本日の議事日程は全部終了しました。これをもちまして総会を閉会致します。ありがとうございました。

(閉会 午前10時5分)

本総会議事録は、にかほ市農業委員会会議規則第27条の規定によりこれを作成し、その次第に相違ないことを証明するために下記に署名押印する。

令和2年 5月11日

会議録署名委員

総会議長 会長

委 員 5 番

委 員 6 番
